



裁判長 認印	印
-----------	---

調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 4 年 (才) 第 5 5 3 号
決 定 日	平成 2 4 年 4 月 2 4 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	大 谷 剛 彦 田 原 睦 夫 岡 部 喜 代 子 寺 田 逸 郎 大 橋 正 春
当 事 者 等	上 告 人 木 村 富 士 子 被 上 告 人 国 川 敏 夫 同 代 表 者 法 務 大 臣 小 川 敏 夫 同 指 定 代 理 人 荻 原 幸 徳
原 判 決 の 表 示	札幌高等裁判所平成23年(ネ)第366号(平成23年12月22日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成24年4月24日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 笠 原 慎 吾 (印)